

新登場



三大疾病や身近な生活習慣病の治療にかかる経済的負担に備える!

日本人の2人に1人がかかる病気「がん」から重度の糖尿病まで一時金でしっかり対応する保障!

※この共済には、死亡時における保障はありません。



病気やケガによる身体障害状態になった時の経済的負担を支える!

病気やケガにより、身体に障害が残った時、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障!

※この共済には、死亡時における保障はありません。

ポイント 1

三大疾病やその他の生活習慣病など、支払対象となる疾病が多く、幅広い保障となっています。

- ①がん
- 悪性新生物
 - 上皮内新生物
 - 脳腫瘍

- ②心・血管疾患
- 急性心筋梗塞 (急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞)
 - 急性心筋梗塞以外の心・血管疾患 (狭心症、不整脈、高血圧性心疾患、大動脈瘤および解離など)

- ③脳血管疾患
- 脳卒中 (くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)
 - 脳卒中以外の脳血管疾患 (脳動脈瘤、もやもや病、高血圧性脳症など)

- ④その他の生活習慣病
- 糖尿病
 - 肝硬変
 - 慢性じん不全
 - 慢性すい炎



経済的な負担が大きくなりがちな重い病気を保障しています。

ポイント 2

まとまった一時金で受け取れます。

まとまった一時金で受け取れるため、通院費用やリハビリ費用など、継続的な治療による様々な経済的負担に備えることができます。

初期費用

- 入院費用、手術費用
- 入院、手術以外の一時的な出費など



退院後にかかる費用

- 通院費用
- 投薬費用
- リハビリ費用など



療養期間中収入減少

- 収入減少の補てん
- 家族等のお見舞い
- 快気祝いなど



ポイント 3

最大4回の共済金支払!

①がん、②心・血管疾患、③脳血管疾患、④その他の生活習慣病(糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい炎)で所定の要件に該当した場合、それぞれ1回(最大4回)共済金をお受取りになれます。



※1 特定重度疾病共済金を4回お支払いした場合には、ご契約は消滅します。※2 がんに関する責任(保障)開始は、ご契約日からその日を含めて91日目からとなります。これより前に被共済者が所定の悪性新生物または脳腫瘍と診断確定された場合には、がんにかかる共済金をお支払いしません。※3 がん以外にかかる疾病区分および共済掛金の払込免除についてはご契約日から保障します。

ポイント 1

身体の障害状態を幅広く保障します!

- 公的な保障と連動しており、支払要件が分かりやすい!
- 身体障害者等級1級~4級まで幅広く保障します!

ポイント 2

定期年金型、一時金型の2つのタイプから選択できます!

ポイント 3 15歳~75歳まで告知書でご加入いただけます!

ポイント 4

- 無事故の場合には、無事故給付金(共済金額×30%)をお支払いします! ※第1回の生活障害年金の支払いがなく、共済期間の満了まで被共済者が生存されているときは、無事故給付金として共済金額の30%をお受取りになれます。
- 所定の身体障害状態に該当すると、最低5年間は年金をお支払いします! ※責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限り。 ※被共済者が生存している場合に限り。

ポイント 5

● 所定の身体障害状態となり、お支払い対象となった場合、以後の共済掛金は不要となります。

身近な病気から身体障害状態になることもあります。

<p>糖尿病(腎症)により人工透析を受け続ける 身体障害者等級1級に認定される可能性がある例※</p> <p>糖尿病(網膜症)により著しい視力低下・失明 身体障害者等級1級~4級に認定される可能性がある例※</p> <p>糖尿病(神経障害)により両全足指切断 身体障害者等級4級に認定される可能性がある例※</p>	<p>がん</p> <p>咽頭がんにより咽頭を摘出 身体障害者等級3級に認定される可能性がある例※</p> <p>大腸がんにより人工肛門を造設 身体障害者等級4級に認定される可能性がある例※</p>
---	---

※参考情報としてご覧ください。詳しくは、厚生労働省ホームページ等にて、「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」をご参照ください。認定される障害等級は障害の程度によって異なります。令和2年1月末現在の法令等に基づきます。

病気やケガによる(がん以外の病気・ケガも対象)身体の障害が残った時、「収入の減少」にも備えられる幅広い保障です!! 収入をサポートします!!

■身体障害者福祉法の身体障害状態に該当し1級~4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合に保障いたします。